

除害施設に関する届出

書類番号	届出名	届出の期限	届出の内容	届出を要する場合	備考
1-1	公共下水道使用開始(変更)届	あらかじめ	①排除場所及び排水口数 ②排出汚水の水量及び水質 ③開始(変更)年月日 ④処理方法及び処理名称	・排除する汚水の量が、最も多い日で50㎡以上ある場合。 ・公共下水道へ流す汚水の水質(処理前の水質)が基準に1項目でも適合しない場合。 (法第11条の2第1項)	
3	除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書	設置しようとする日の60日前まで	①(個人の場合)氏名及び住所 (法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地 ③工場又は事業場の概要 ④除害施設の構造 ⑤除害施設の使用 ⑥日平均排水量 ⑦処理水質項目	除害施設を新設、増設、改築又は使用の方法の変更をしようとするとき。(条例第4条第2項)	
4-2	届出別紙	新設等及び変更の届出書と同時	除害施設の新設等及び使用方法の変更届出書の③～⑤の項目	除害施設の設置等の届出書を提出するとき。	事業場によって記載の内容が異なります。
5	実施制限期間短縮申請書	設置届出書提出後速やかに	実施希望日と短縮理由	3の届出書の受理後から着工までの期間を短縮しようとするとき。(条例第6条第3項)	届出から60日以内に工事等を着工したい場合に提出してください。
6	工事完了届出書	完了した日から5日以内	完了した事項	3の届出をした場合、当該届出に係る工事等が完了したとき。(規則第11条第2項)	
7	水質管理責任者選任等届出書	選任・変更後速やかに	①工場又は事業場の名称及び所在地 ②水質管理責任者の氏名及び役職名 ③水質管理者への連絡方法 ④資格内容	除害施設を設置した場合、水質管理責任者を選任又は変更したとき。(条例第10条)	・添付書類として別途資格を証する書面の写しが必要です。 ・選任が免除される場合もあります。
8	氏名変更等届出書	変更した日から30日以内	変更した事項	3の「届出の内容」のうち、①又は②のいずれかを変更したとき。(条例第4条第3項)	
9	承継届出書	承継があった日から30日以内	承継の原因 (譲り受け、借用、相続、合併、分割)	3の届出をした者の地位を承継したとき。 (条例第7条)	
10	除害施設使用廃止届出書	廃止した日から30日以内	廃止した除害施設に関する事項	除害施設の使用を廃止したとき。 (条例第4条第3項)	

※法:下水道法 条例:東久留米市下水道条例 規則:東久留米市下水道条例施行規則